

長野県報

6月6日 (木) 令 和 6 年 (2024年) 第514号

目 次

| クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定(食品・生活衛生課) | . 1 |
|--|------|
| 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された要措置区域の指定(水大気環境課) | . 2 |
| 土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課) | . 2 |
| 上田市水道労働組合の労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定(労働委員会事務局) | . 3 |
| | |
| 公告 | |
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・IT振興課) | . 3 |
| 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧 (2件) (産業立地・IT振興課)… | . 4 |
| 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 8 |
| 土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | . 8 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) | . 8 |
| 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) | . 9 |
| 特定調達契約に係る一般競争入札(組織犯罪対策課) | . 10 |
| 地方公務員等共済組合法に基づく令和5年度決算の要旨(市町村課) | . 11 |



長野県告示第302号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習として次のとおり指定します。

令和6年6月6日

長野県知事 阿 部 守 -

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 理事長 大 森 利 夫 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 開催年月日、内容並びに会場の名称及び所在地
 - (1) 第1型クリーニング師研修及び業務従事者講習

ア 開催年月日、内容及び会場

| 開催年月日 | 内容 | 会場の名称及び所在地 |
|-----------|-------------|------------------|
| 令和6年 | クリーニング師の研修 | 松本市 松本市勤労者福祉センター |
| 9月29日(日) | 業務従事者に対する講習 | 松本市中央4-7-26 |
| 令和6年 | クリーニング師の研修 | 諏訪市 諏訪市文化センター |
| 10月17日(木) | 業務従事者に対する講習 | 諏訪市湖岸通り5-12-18 |
| 令和6年 | クリーニング師の研修 | 長野市 長野ターミナル会館 |
| 10月25日(金) | 業務従事者に対する講習 | 長野市中御所岡田178-2 |
| 令和6年 | クリーニング師の研修 | 上田市 上田合同庁舎 |
| 11月15日(金) | 業務従事者に対する講習 | 上田市材木町1-2-6 |

イ 受講料

(ア) クリーニング師の研修

5,000円

野

県

報

(イ) 業務従事者に対する講習

4,500円

(2) 第2型クリーニング師研修及び業務従事者講習

ア 受講対象者、内容及び受付期間

| 受講対象者 | 内容 | 受 付 期 間 |
|--|---------------------------|---------------------------|
| へき地・離島、遠隔 地居住者 その他(高齢者等) 第1型研修が都合に より受講できない者 | クリーニング師の研修 業務従事者に対する講習 | 令和6年8月1日から 令和6年8月31日まで |

イ 受講料

(ア) クリーニング師の研修

5,000円

(イ) 業務従事者に対する講習

4,500円

食品・生活衛生課

長野県告示第303号

次に掲げる土地の区域は土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しないため、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域(以下「要措置区域」という。)として次のとおり指定します。

令和6年6月6日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土地の区域(要措置区域)
 - 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字王墓8548番2の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン

ふっ素及びその化合物

3 土壌汚染対策法第7条第1項の規定により指示した措置 地下水の水質の測定

水大気環境課

長野県告示第304号

次に掲げる土地の区域は土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合しないため、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

令和6年6月6日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 土地の区域(形質変更時要届出区域)
 - 上伊那郡箕輪町大字中箕輪字王墓8548番2の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

水大気環境課

長野県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、令和6年5月22日、上田市水道事業及び下水道事業に従事する同法第3条第4号に規定する職員が結成し、又は加入する上田市水道労働組合について、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を、次の表に掲げるとおり認定しました。

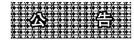
なお、平成24年長野県労働委員会告示第2号(上田市水道労働組合の非組合員の範囲の認定)は、廃止します。

令和6年6月6日

長野県労働委員会

| 勤務箇所 | 労働組合法第2条第1号に規定する者 | |
|-------|--|--|
| 上下水道局 | 局長 参事 局付 課長 所長 室長 庶務係長 経理担当係長 庶務係の人事、給与及び労働関係担当の職員 | |

労働委員会事務局



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年6月6日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ラ・ムー流通団地店

松本市小屋南二丁目9番25号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西源

松本市小屋南二丁目9番25号

3 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

| 名称 | 住所 |
|---------|-----------------|
| 西源流通団地店 | 松本市小屋南二丁目 9番25号 |

(変更後)

| 名称 | 住所 |
|-----------|----------------|
| ラ・ムー流通団地店 | 松本市小屋南二丁目9番25号 |

- 4 変更した年月日
 - 平成27年3月14日
- 5 届出年月日

令和6年4月30日

6 届出書の縦覧の場所